

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第43号

保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則

保健師助産師看護師法施行細則（昭和27年香川県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書類の様式)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) <u>法第12条第5項</u>に規定する准看護師免許証 准看護師免許証（第1号様式）</p> <p>(2)～(8) 略</p>	<p>(書類の様式)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる書類は、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。</p> <p>(1) <u>法第12条第2項</u>に規定する准看護師免許証 准看護師免許証（第1号様式）</p> <p>(2)～(8) 略</p>

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。